

青森県立高等学校学び直し支援金実施要綱

(趣旨)

第1 県は、教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、高等学校等を中途退学した後再び県立高等学校で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）に基づく高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給期間である36月（定時制・通信制は48月）の経過後も、卒業までの間、継続して青森県立高等学校学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）を支給することとし、その支給については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 法第2条に定めるものをいう。
- (2) 保護者等 法第3条第2項第3号に定める者をいう。

(受給資格)

第3 学び直し支援金の支給の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 県立高等学校（専攻科及び別科を除く。）に在学している者
- (3) 高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- (4) 法第3条第2項第2号に該当する者（法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者（就学支援金の支給上限単位数を超えた者）については本号は適用しない。）
- (5) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（就学支援金の支給の対象者であった者又は法第3条第2項第3号に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）に限る。）
- (6) 高等学校等を退学したことがある者
- (7) 前各号のいずれにも該当することとなったときから高等学校等に在学した期間が通算して12月（定時制・通信制は24月）未満である者
- (8) 学び直し支援金を受給しようとする者が、生徒が履修する科目の単位数に応じ

て授業料の額を定める高等学校等（以下この号において「単位制高等学校等」という。）に入学した者である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として当該単位制高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数（当該者の就学支援金の残単位数）及び学び直し支援金の支給対象単位数の合計が74を超えていない者

- (9) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）

（学び直し支援金の支給限度額）

第4 学び直し支援金の支給限度額は、次表のとおりとする。

課 程	全日制の課程	定時制の課程	通信制の課程
支給限度額	月額9,900円	月額2,700円	1単位当たり336円(※)

※通算74、年間30単位まで

（学び直し支援金の申請及び認定）

第5 学び直し支援金の支給を受けようとする生徒（以下「受給資格認定申請者」という。）は、青森県立高等学校学び直し支援金受給資格認定申請書（第1号様式）に、省令第3条第1項に規定する保護者等の個人番号カードの写しその他の書類（以下「個人番号カードの写し等」という。）又は保護者等の課税証明書等を添付して、在学する県立高等学校の長へ申請しなければならない。

- 2 県立高等学校の長は、青森県立高等学校学び直し支援金受給資格認定申請者一覧（第2号様式）を作成の上、青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）へ提出し、その認定を受けなければならない。
- 3 県立高等学校の長は、前項の規定による認定結果について、書面（認定の場合には第3号様式及び第4号様式、不認定の場合には第5号様式）により、受給資格認定申請者へ通知しなければならない。

（支給額の変更）

第6 県立高等学校の長は、第5の規定により教育長の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）の学び直し支援金の支給額が変更となるときは、青森県立高等学校学び直し支援金の額変更届（第6号様式）を作成の上、教育長へ提出し、その確認を受けなければならない。

- 2 県立高等学校の長は、前項の規定による確認結果について、書面（第7号様式）により、受給権者へ通知しなければならない。

(支給期間)

第7 学び直し支援金の支給期間は、第3第1号から第6号までの各号のいずれにも該当することとなったときから高等学校等に在学した期間を通算して12月（定時制・通信制は24月）までとする。

(学び直し支援金の支給方法)

第8 学び直し支援金は、受給権者に対して支給する。

- 2 学び直し支援金の支給は、受給権者が第5第1項の申請をした日（次項において「申請日」という。）の属する月（受給権者がその月の初日において、県立高等学校に在学していないときはその翌月）から始め、学び直し支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。
- 3 受給権者がやむを得ない理由により第5第1項の申請をすることができなかった場合において、やむを得ない理由がなくなった後15日以内にその申請をしたときは、やむを得ない理由により当該認定の申請をすることができなくなった日を申請日とみなして、前項の規定を適用する。

(受給資格の消滅)

- 第9 県立高等学校の長は、受給権者の受給資格が消滅したときは、青森県立高等学校学び直し支援金受給資格消滅者一覧（第8号様式）を作成の上、教育長へ提出し、その確認を受けなければならない。
- 2 県立高等学校の長は、前項の規定による確認結果について、書面（第9号様式）により当該生徒へ通知しなければならない。

(代理受領等)

第10 県教育委員会は、受給権者に代わって学び直し支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料（受講料を含む。以下同じ。）に係る債権の弁済に充てるものとする。

(収入状況の届出及び認定)

- 第11 受給権者（学び直し支援金の支給が停止されている者を除く。）は、毎年度、教育長が別に定める日までに、青森県立高等学校学び直し支援金収入状況届出書（第1号様式）を県立高等学校の長へ提出しなければならない。ただし、既に保護者等の個人番号カードの写し等を提出している場合にあっては、この限りでない。
- 2 県立高等学校の長は、青森県立高等学校学び直し支援金収入状況届出者一覧（第10号様式）を作成の上、教育長へ提出し、その確認を受けなければならない。
- 3 県立高等学校の長は、前項の規定による確認結果について、書面（認定の場合には

第4号様式、受給資格が消滅する場合には第9号様式)により受給権者等へ通知しなければならない。

(支給の一時差止め)

- 第12 県教育委員会は、受給権者が正当な理由がなく第11第1項の規定による届出をしないときは、学び直し支援金の支給を一時差し止める。
- 2 県立高等学校の長は、前項の規定による支給の一時差し止めについて、書面(第11号様式)により受給権者へ通知しなければならない。

(受給の停止)

- 第13 受給権者が学び直し支援金の受給を停止するときは、青森県立高等学校学び直し支援金受給停止申出書(第12号様式)を県立高等学校の長へ提出しなければならない。
- 2 県立高等学校の長は、前項の規定により、青森県立高等学校学び直し支援金受給停止申出書の提出があったときは、青森県立高等学校学び直し支援金支給停止申出者一覧(第13号様式)を作成の上、教育長へ提出し、その確認を受けなければならない。
- 3 県立高等学校の長は、前項の規定による確認結果について、書面(第14号様式)により受給権者へ通知しなければならない。

(受給の再開)

- 第14 受給を停止した受給権者が再度学び直し支援金を受給する場合は、青森県立高等学校学び直し支援金受給再開申出書(第15号様式)に青森県立高等学校学び直し支援金収入状況届出書(第1号様式)を添付して、県立高等学校の長に提出しなければならない。ただし、第11第1項の規定に基づき、当該届出書を提出している場合は、これを添付することを要しない。
- 2 県立高等学校の長は、青森県立高等学校学び直し支援金支給再開申出者一覧(第16号様式)を作成の上、教育長へ提出し、その確認を受けなければならない。
- 3 県立高等学校の長は、前項の規定による確認結果について、書面(第17号様式)により受給資格者へ通知しなければならない。

(その他)

- 第15 この要綱に定めるもののほか、学び直し支援金の支給に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 第3第7号及び第8号並びに第7の規定は、令和2年3月31日以前から学び直し支援金の受給資格の認定を受けている者を除き、令和2年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年4月分から令和5年3月分までの学び直し支援金の支給限度額の算定に当たっては、第4中「通算74、年間30単位まで」とあるのは「通算74単位まで」と読み替えるものとする。